

諮問第 113 号

まちづくり審議会

環境の保全と創造に関する条例施行規則改正について（諮問）

本県では、ゆとりと潤いある美しい環境の創造やヒートアイランド現象の緩和などを目的とし、環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）により、市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務づけ、都市部における緑化を推進してきました。

一方、近年、地球温暖化の影響とみられる甚大な災害が頻繁に発生するなど、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。

このため、2020年、国は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と宣言し、本県においても昨年度「地球温暖化対策推進計画」を改定し、2030年度に温室効果ガス48%削減（2013年度比）の達成に向けた取り組みを進めています。

については、県民・事業者・団体・行政等が一体となり温室効果ガスの削減に向けた取組を効果的に推進していくため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、CO₂吸収源対策の促進を目的に、緑化義務の緩和を行う条例施行規則の改正について、調査審議をお願いします。

令和4年12月15日

兵庫県知事 齋藤元彦